

新潟県最低賃金は時間額 831円になります

新潟県最低賃金額は、従来の時間額 830円から 1円引き上げられ、本年10月1日から 831円になります。

新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用されます。

この機会に、最低賃金額を確認しましょう。

(※) 案内チラシは[コチラ](#)

また、最低賃金引き上げに向けた業務改善助成金や働き方改革推進支援センターの無料相談制度も設けられておりますので、ご相談ください。

○業務改善助成金に関するご相談

⇒ 新潟労働局 雇用環境・均等室 Tel. 025-288-3528

○働き方改革推進支援センターの無料相談に関するお問合せ

⇒ 新潟働き方改革推進支援センター Tel. 0120-009-229 または 025-256-8701

○最低賃金に関するお問合せ

⇒ 新潟労働局労働基準部賃金室 Tel. 025-288-3504

[各労働基準監督署](#)